

市・県民税と所得税

申告は3月15日までに

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次の通り受け付けています。

申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

市・県民税申告は左表の通り所得税の確定申告は左表の会場と成田税務署特設会場(イオン)

申告会場

期 日	会 場	時 間
3月15日(月)まで(土・日曜日を除く)	市役所6階中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月11日(木)	下総支所2階会議室	
3月1日(月) 2日(火) 12日(金)	大栄支所2階会議室	午前9時～正午 午後1時～3時
3月3日(水)	中郷公民館	
3月4日(木)	久住公民館	
3月5日(金)	三里塚コミュニティセンター	

混雑状況によっては、時間前でも受け付けを終了する場合があります。

モール成田2階イオンホール・午前9時～午後5時。ただし次の人は税務署特設会場で申告してください

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入、不動産収入が500万円以上の人
- 青色申告をする人

所得税の確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.ntago.go.jp>)の「申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。

※くわしくは市・県民税については市民税課(☎20-151513)、所得税については成田税務署(☎28-5151)へ。

排水設備

接続は市指定工事店で

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで、下水道を使用することができます。

排水設備とは、トイレや風呂、台所などの汚水を速やかに公共下水道に流すために各家庭で設置する排水管や汚水ますなどです。

排水設備工事は衛生上とても大切な工事なので、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼し、施工しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

ごみ処理方法

引っ越しシーズンはご注意ください

引っ越しなどのときに出る多量のごみを、各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人の迷惑になることがあります。次の通り直接処理施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託してください。

下総・大栄地区を除く地区

- 直接処理施設に持ち込む場合  
・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36-1689)
- ・「ビン・カン・ガラス」：金物・陶磁器類：リサイクルプラザ(☎36-1000)

受付日時：月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

○許可業者に処理を委託する場合  
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区を除く地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

下総・大栄地区

- 直接処理施設に持ち込む場合  
・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148) (搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所農産土木課で配布)

3月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
3月8日(月)	並木町(日本松)、不動ヶ岡地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

み)：伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148) (搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所農産土木課で配布)

受付日時：月～金曜日(祝日は臨時休場する場合がありますのでお問い合わせください) 午前9時～正午、午後1時～4時

○許可業者に処理を委託する場合  
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

# 市長日誌

【2月1日～15日】

1日	数え100歳祝い贈呈訪問
3日	成田山節分会 宗吾霊堂節分会
4日	成田法人会社団化35周年記念式典
5日	成田空港成長戦略会議
6日	予防医学フォーラム
7日	消防出初め式
8日	成田POPラン大会実行委員会
10日	まちづくり茶論
11日	千葉県少年野球認定指導者講習会 成田市野球協会総会
12日	成田国際空港騒音対策委員会 成田地区部会
14日	新春を祝う会 in NARITA



宗吾霊堂節分会で

## 市民課または支所市民福祉課へ

### 転入・転出・転居届

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。届け出時に本人確認をしますので住基カード、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。**転入したとき(転入届)**

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きをしてください。  
必要なもの 前住所地の市区町村

が発行した転出証明書・年金手帳(国民年金に加入している人)  
**転出するとき(転出届)**  
成田市から市外へ移るときは、転出証明書を発行します。

必要なもの 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)  
転出届は郵送による手続きも可能です。異動日・転出先・転出先での世帯主氏名・成田市での住所・世帯主氏名・転出する人員の氏名・連絡先(昼間連絡がつくところ)を書いたもの、返信用封筒(切手の貼ってあるもの)と本人を確認できる書類(住基カード、運転免許証、健康保険証などのコピー)を市民課(〒286・8585 花崎町760)に郵送してください。

**市内で転居したとき(転居届)**  
新住所に移ったときは、14日以内



手続きは余裕を持って

内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

**世帯主が変わったとき(世帯主変更届)**

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。  
必要なもの 国民健康保険証(加入している人)

窓口は4月下旬まで、特に3月末と4月第1週と各月曜日は大変込み合います。余裕を持って手続きしてください。また、毎月第2・第4日曜日に窓口を開庁し、転出入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行、申請の受け付けなどを行っていますので、利用してください。

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

### 市独自の奨励金

#### 障がい者などを雇用した事業主に

対象 市内に事業所を持ち、次の①～⑤のいずれかの市内在住者を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した人)

- 障がい者
- 母子家庭の母
- 55歳以上65歳未満の人
- 心身障がいのため、労働能力を失っている夫の配偶者
- 自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)の定年退職者

奨励金の額 1人月額17,000円(重度障がい者は22,000円)

助成期間 雇用した翌月から12カ月(重度障がい者は18カ月)

申請方法 3月12日(金)までに所定の申請書と関係書類を商工課へ

※くわしくは同課(☎20-1622)へ。

### し尿のくみ取り 引越す前に 必ず連絡を

引越すなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には、早めに環境衛生課へ連絡してください。

また、世帯主の名義が変更になった場合も連絡をお願いします。

料金は口座振替で

支払いは便利な口座振替の利用をお勧めします。納入通知書と預金通帳・届け印を持って市内各金融機関へ申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。



市営駐輪場

# 利用登録は3月14日から

市では、J・R成田駅や京成成田駅周辺にある登録制駐輪場4施設(表①)の4月1日以降の利用登録の受け付けを3月14日(日)から行います(表①)。  
 利用車両＝自転車、原動機付自転車(50cc以下)  
 利用期間＝4月1日～3月31日

登録に必要なもの

- 市民は住所が確認できるもの(運転免許証や保険証など)
- 高校生以下の人は在籍を確認できるもの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)

登録手数料(表②)

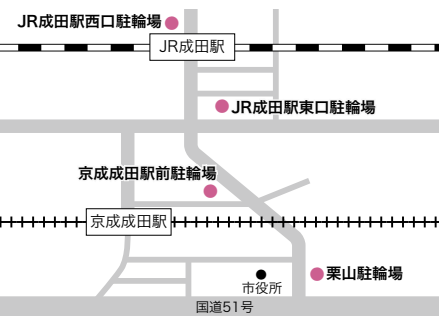
①利用登録の受け付け

期日	時間	会場	対象
3月14日(日)	午前9時～午後3時	市役所1階ロビー	市民
3月15日(月)～19日(金)	午前9時～午後5時	市役所1階交通防犯課	
3月23日(火)以降(土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後5時	市役所1階交通防犯課	市民 市民以外の人

②登録手数料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車(50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

登録制駐輪場



- 自転車の車体番号と色を控えたもの
- 原動機付自転車(50cc以下)のナンバーと色を控えたもの
- 持ってこなかった場合、当日にステッカーを交付できない場合があります。
- 登録手数料の免除＝次の人は登録手数料が免除となりますので証明できるものを持ってきてください
- 生活扶助を受けている世帯に属する人
- 残留邦人などに対する支援給付を受けている人
- 身体障害者手帳の交付を受けている人
- 知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の人

変更案の縦覧

成田市污水適正処理構想

- 被爆者健康手帳の交付を受けている人
- 配偶者のない母親で、18歳未満の子どもを扶養している人と、その人に扶養されている18歳未満の人
- 特定疾患などにより長期に渡り治療を必要とする人
- ※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

中小企業資金融資制度  
 運転資金や設備資金などに

- 対象＝市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者
- 資金の種類と限度額
- 設備資金：3,000万円
- 運転資金：1,500万円
- 零細企業向け資金(運転・設備)：750万円
- 季節資金：300万円

- 利率(年率)
- 設備・運転・零細企業向け資金
- ・1年以内：2・7%
- ・1年を超え3年以内：3・0%
- ・3年を超え5年以内：3・1%
- ・5年を超え10年以内：3・3%
- 季節資金
- ・6カ月以内：2・6%
- ・10カ月以内：2・5%

- 利子補給率(年率)＝2・5%
- ※くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

- 成田市污水適正処理構想の変更案を次の期間に縦覧することができま。
- この案について意見のある人は、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。
- 日時＝3月1日(月)～15日(月) 午前8時30分～午後5時15分
- 場所＝下水道課(市役所5階)、下総・大栄支所農産土木課
- 内容＝成田市污水適正処理構想の変更(公共下水道区域、農業集落排水区域、合併浄化槽区域の変更)
- 意見提出方法＝意見書(縦覧場所にあります)に必要な事項を書いて